

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	
1	職種別民間給与実態調査	1
2	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	
1	特別給	2
2	月例給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	
1	平均給与月額	3
2	ラスパイレス指数	3
第5	物価及び生計費	4
第6	人事院の給与に関する報告、勧告	4
第7	むすび	
1	職員給与	
(1)	期末手当及び勤勉手当	7
(2)	月例給	7
2	公務員人事管理	
(1)	新型コロナウイルス感染症を契機とした取組	7
(2)	人材の確保・育成	8
(3)	人事評価制度	9
(4)	仕事と生活の両立支援	10
(5)	長時間労働の是正	10
(6)	心の健康づくり	11
(7)	定年制度の見直し等	12
(8)	公務員倫理の徹底	12
3	給与勧告実施の要請	13
別紙第2	勧告	14

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「令和 2 年職員給与実態調査」によると、職員の総数は 19,287 人であって、その平均年齢は 41.9 歳、平均経験年数は 19.3 年、また、男女別構成は男性 61.0%、女性 39.0%、学歴別構成は大学卒 85.2%、短大卒 3.6%、高校卒 11.1%、中学卒 0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料 347,964 円、扶養手当 9,682 円、地域手当 3,924 円、計 361,570 円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 257 の事業所を対象に、「令和 2 年職種別民間給与実態調査」を実施した。ただし、本年は新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

また、本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の特別給の支給状況を調査したほか、給与改定の状況や諸手当の支給状況等について調査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査実施となったが、調査の重要性に対する民間事業所の格段の理解と協力を得て、その完了率は、84.3%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の特別給の状況を反映したものとなっている。

他方、月例給に関する調査については、8月17日から9月30日までの期間で実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する民間事業所の従業員について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

2 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.5%（昨年35.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.1%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は88.8%（昨年94.1%）となっているが、昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は23.4%（同29.9%）、減額となっている事業所の割合は12.7%（同4.1%）となっている。

（資料第14表、第15表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額との4.44月分に相当していた。これを職員の期末手当・勤勉手当（特別給）の年間の平均支給割合（4.50月）と比較すると、職員の期末手当・勤

勉手当が民間の特別給を0.06月分上回っている。

(資料第17表)

2 月例給

本委員会は、従前より職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較を行ってきたところである。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{*1}を比較すると、職員では、平均年齢44.0歳で374,189円、国家公務員では、平均年齢43.2歳で408,868円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「令和2年国家公務員給与等実態調査(令和2年4月1日現在)」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

平成31年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{*2}は100.3(前年100.6)となっている。なお、全都道府県の平均は99.8(同100.1)となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額(俸給額)に基づいて算出される。

第5 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.1%、岡山市で0.4%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で138,660円、3人世帯で159,160円、4人世帯で179,640円となっている。

(資料第22表、第23表)

第6 人事院の給与に関する報告、勧告

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、特別給（ボーナス）の改定について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に係りのある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とすることとする。支給月数の引下げ分について、本年度は、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降は、6月期と12月期の期末手当の支給月数が同一となるよう配分することとする。

なお、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様とする。

(2) 月例給

前記第3の2の方法により算出した公民較差に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととする。

2 公務員人事管理

(1) 新型コロナウイルス感染症を契機とした取組

一昨年西日本豪雨災害の影響が未だ続く中であって、本年3月には本県においても感染者が発生した新型コロナウイルス感染症は、県内の社会経済活動や県民生活に重大な影響を及ぼしている。こうした危機的事態に対し、職員は県民の安全・安心を守るため、全力で職務にまい進している。

本委員会においても、今般の新型コロナウイルス感染症に対して、感染防止対策を徹底した上での採用試験の実施やインターネットを活用し

た情報発信の拡充を進めているほか、感染拡大防止の観点から特別休暇等の勤務条件に関する特例を措置するなど勤務環境の整備を行っている。こうした取組を通じて、有為な人材の確保・育成などを図り、県民に対し安定的な行政サービスの提供を果たすものである。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を契機として進められた時差出勤や在宅勤務などの柔軟な働き方やインターネットを活用した研修・会議の実施などの新たな働き方を一時的な取組として終わらせることなく、働きやすい勤務環境の実現と効率的な行政運営への変革の機会とする必要がある。

(2) 人材の確保・育成

社会経済情勢がめまぐるしく変動し、行政課題はますます複雑・多様化する一方、急速な技術革新が進むとともに行政のデジタル化の推進が示されるなど、公務を取り巻く環境が大きく変化する中であって、職員には、あらゆる主体と協働しながら、必要な施策や事業を企画・立案し、効果的、効率的に実行していく能力が求められている。

また、今般の新型コロナウイルス感染症発生や頻発する自然災害への対応など、これまで経験したことのない課題に対しの確な判断と迅速な行動ができる、決断力や柔軟性を備えた人材の確保・育成は、一層、重要となっている。

一方、受験年齢層人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりに加え、国や他自治体等との間でも人材獲得に向けた競合が生じており、本県の採用試験における受験者数は総じて減少傾向にある。中でも、技術職は競争率の低下が顕著となっており、早急に有効な受験者確保策を講じることが課題となっている。

本委員会は、これまでも新たな試験区分の創設や受験資格の拡大、SNSを活用した情報発信のほか、任命権者と連携した採用説明会の開催などを行ってきた。また、任命権者においても、体験を通じて公務への理解を深めるインターンシップの受入が行われている。今後、こうした取組に加え、民間企業等や受験者の動向、合格者の傾向等を幅広く把握し、広域自治体である県の職員として働くことの魅力を職員が直接伝える等、より受験者層に届く募集・広報活動を任命権者とともに、より積

極的に展開していく必要がある。

また、障がい者の採用については、昨年度から障がいの種別を限定せず受験者を募集し、採用試験を行っているが、引き続き、障がい者の雇用を促進する観点から、各任命権者は、障がいの内容や程度に応じて能力が発揮されるよう、採用後に担う具体的な業務や職場環境の整備等について検討していく必要がある。

人材育成については、各任命権者において研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、職員の自らの能力開発への意識の高まり等を踏まえた上で、一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

特に、これまでの女性活躍推進の取組により、管理職に占める女性の割合は徐々に増加している。引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組が重要である。

(3) 人事評価制度

人事評価制度は、成績主義の原則に基づく人事管理の基礎となるものである。

任命権者において、職員の能力及び実績を的確に判断・評価し、任用や給与等に適切に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。

また、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言を適切に行うことにより、人材育成につなげることも大切である。

このため、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者は、評価対象者と適切なコミュニケーションを図り業務の遂行状況を的確に把握した上で適正に評価を行うことが重要である。これにより、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組む必要がある。

なお、国では時代の変化も踏まえた新たな人事評価の在り方やそのための改善方法等について、現在検討が行われており、今後、こうした動

向も注視していく必要がある。

(4) 仕事と生活の両立支援

職員がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、妊娠、出産、子育て、介護に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を持つことができる人間らしい健康で豊かな生活を送ることは、人材確保の観点のみならず、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要である。

これらを後押しする制度として、本県では育児休業や介護休暇、不妊・不育治療に係る休暇や家族休暇等について逐次拡充が図られてきたところである。今後、これらの制度が十分に活用されるよう、各任命権者においては、職員に対してワーク・ライフ・バランスへの一層の理解や年次有給休暇の取得、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促していくことが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた新たな働き方が求められている現在、それぞれの職員の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、在宅勤務を含むテレワークや拡大された時差出勤の恒常的な実施など様々な方策について検討していく必要がある。

(5) 長時間労働の是正

平成31年4月に時間外勤務命令の上限規制を導入してから1年以上が経過した。上限規制の導入により、各任命権者において時間外勤務の縮減がこれまで以上に強く意識され、長時間労働の是正に向け、業務の効率化や簡素化などの取組が一層進められている。

こうした中であって本県では、任命権者が、毎年度、特定業務の比重が高い職場を特定職場として決定するものとしているが、この決定にあたっては、各職場の業務内容を十分に勘案して要件に該当するかどうかを慎重に検討のうえ、適切に判断する必要がある。また、上限時間を超えて命ずることができる特例の適用は極めて限定的に判断すべきものであることを踏まえ、上限時間を超えて命じた要因の分析・検証に基づく対策を十分講じるとともに、特例は適切に適用していく必要がある。

一方、教育委員会においては、平成29年度から「働き方改革プラン」に取り組んだ結果、平成28年の調査と比べて時間外在校等時間の縮減が進んでいる。今年度からは、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則が制定され、時間外在校等時間の上限を月45時間、年間360時間等と規定し、校長等により業務量の適切な管理を進めていくこととされた。これまでに実施された効果的な取組を各学校にふさわしい形で広げていくなど、その成果を活用し、時間外在校等時間の縮減に向けて引き続き強力に取り組んでいく必要がある。

各任命権者には、これらの上限規制の制度の趣旨を十分に理解し、管理監督者も含めた長時間労働の是正に向けて、業務の削減・合理化や業務配分の適正化、業務量に応じた適正な執行体制の確保といった抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進めるよう求めるものである。

また、この他にも、新たな技術導入による事務作業の効率化や勤務間インターバル制度など、民間や他団体で導入されている取組を参考に、本県の実情を踏まえながら、職員の疲労蓄積を防止する取組を進めていく必要がある。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康、公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、優秀な人材確保の観点からも、取り組むべき喫緊の課題である。各任命権者においては、是正に向け不断の努力を払い、強い姿勢で臨まなければならない。

(6) 心の健康づくり

心の健康の問題により、病気休暇を取得、又は長期間休職する状況にある職員は、依然として相当数に上る。心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要である。

このため、各任命権者は、職場環境や勤務実態の把握を通じて勤務状態の改善などの未然防止策に取り組むとともに、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努めることが必要である。また、一旦心の健康を害した職員が円滑に職場に復帰し、その後の再発を防止するため、関係機関等との連携の強化を図ることも重要である。

管理監督者には、自らのメンタルヘルスの状況を含め、職員の状況に

常に心を配り、問題の兆候を早めに把握してその解消に努めるなどの積極的な取組が求められる。

(7) 定年制度の見直し等

少子化・高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少する中、質の高い行政サービスを提供するためには、高齢層職員が、その能力・経験を有効に活用し、士気を維持しながら活躍できる環境を整備することが重要である。

平成30年の人事院における意見の申出において、定年を段階的に65歳に引き上げることや60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定することなどが示され、昨年を引き続き、本年の公務員人事管理に関する報告の中でも、早期の実現について改めて要請がなされている。

本年3月の通常国会に提出された定年延長関連法案は、審議未了で廃案となったが、各任命権者は、今後の国の動向を注視し、法案が成立した場合には制度が円滑に実施されるよう準備するとともに、当面は、再任用制度の活用により対応しなければならないことを踏まえ、再任用職員の職域の拡大やフルタイムでの任用の拡大等に向けた取組を進める必要がある。

(8) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、依然として不祥事が後を絶たない。各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた者の心に深い傷を負わせるだけでなく、職場環境や組織全体にも悪影響を及ぼすものである。特に、パワー・ハラスメントについては、法律や人事院規則において防止等の措置を講じるための改正等が行われ、任命権者においても要綱を制定するなど、これまで以上の取

組が進められている。こうしたことも踏まえ、管理監督者を含めた職員への研修等を通じてハラスメント行為の予防をはじめとした意識啓発を図るとともに、相談窓口の積極的な周知により、あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に引き続き十分な対策が講じられる必要がある。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和2年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.05月分）とすること。
- (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 令和3年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定幹部職員にあつては、1.075月分）とすること。
- (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1のイについては、令和3年4月1日から実施すること。

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和2年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27
第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布	34

2 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数	36
第14表 民間における給与改定の状況	36
第15表 民間における定期昇給の実施状況	37
第16表 民間における家族手当の支給状況	37
第17表 民間における特別給の支給状況	38
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	38
第19表 民間における定年制の状況	39
第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	39
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	39

3 生計費関係

令和2年4月の標準生計費算定方法	40
第22表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	41
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	41

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標	42
-------------	----

1 職員給与関係

令和2年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第65号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第35号）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年条例第36号）

3 調査基準日

令和2年4月1日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料（平成28年4月1日の等級別基準職務表の医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額(経過措置額)を含む。）
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当(月額)
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

給料表		区分	計	性別		学歴別			
				男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人	19,287	11,769	7,518	16,433	703	2,146	5
	構成比	%	100.0	61.0	39.0	85.2	3.6	11.1	0.0
行政職	職員数	人	4,877	3,325	1,552	3,561	314	998	4
	構成比	%	25.3	68.2	31.8	73.0	6.4	20.5	0.1
公安職	職員数	人	3,573	3,175	398	2,326	169	1,077	1
	構成比	%	18.5	88.9	11.1	65.1	4.7	30.1	0.0
教育職(一)	職員数	人	3,814	2,176	1,638	3,671	72	71	-
	構成比	%	19.8	57.1	42.9	96.3	1.9	1.9	-
教育職(二)	職員数	人	58	35	23	57	1	-	-
	構成比	%	0.3	60.3	39.7	98.3	1.7	-	-
小中教育職	職員数	人	6,476	2,789	3,687	6,354	122	-	-
	構成比	%	33.6	43.1	56.9	98.1	1.9	-	-
研究職	職員数	人	223	179	44	220	3	-	-
	構成比	%	1.2	80.3	19.7	98.7	1.3	-	-
医療職(一)	職員数	人	26	19	7	26	-	-	-
	構成比	%	0.1	73.1	26.9	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人	134	67	67	119	15	-	-
	構成比	%	0.7	50.0	50.0	88.8	11.2	-	-
医療職(三)	職員数	人	106	4	102	99	7	-	-
	構成比	%	0.5	3.8	96.2	93.4	6.6	-	-

注:1 再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	19,287	41.9	19.3	347,964	9,682	3,924	361,570
行 政 職	4,877	43.3	21.0	337,273	10,141	6,568	353,982
公 安 職	3,573	38.0	16.5	325,751	13,753	6,071	345,575
教 育 職 (一)	3,814	45.0	21.9	377,586	9,540	4,653	391,779
教 育 職 (二)	58	41.0	17.8	358,983	10,509	4,236	373,728
小 中 教 育 職	6,476	41.2	18.2	350,529	7,276	-	357,805
研 究 職	223	43.9	19.3	356,218	11,661	5,423	373,302
医 療 職 (一)	26	40.3	13.8	432,392	8,077	75,286	515,755
医 療 職 (二)	134	45.0	19.4	347,026	7,216	4,080	358,322
医 療 職 (三)	106	40.1	17.1	323,158	2,448	2,365	327,971

注：給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	610	24.9	2.7	204,514
	2級	447	30.1	7.0	245,957
	3級	898	38.8	16.2	320,379
	4級	837	44.5	21.8	384,883
	5級	1,415	52.0	30.0	413,749
	6級	519	55.0	32.9	433,733
	7級	99	56.6	34.1	453,860
	8級	33	57.9	35.5	487,173
	9級	19	57.6	34.2	539,621

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	380	22.6	2.1	218,826
	2級	588	28.4	6.4	261,648
	3級	724	34.5	12.8	309,562
	4級	1,045	41.4	19.7	383,165
	5級	527	49.5	28.6	435,748
	6級	186	50.5	29.3	456,856
	7級	78	51.5	30.9	472,376
	8級	29	57.1	36.0	477,227
	9級	16	57.4	37.5	494,194

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	78	36.8	13.6	300,271
	2級	3,323	44.1	20.9	383,869
	特2級	174	51.8	28.7	453,558
	3級	169	54.7	31.7	483,558
	4級	70	57.7	34.6	494,099

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	50	39.4	16.1	362,908
	特2級	5	49.0	26.2	428,660
	3級	3	55.2	32.0	462,484
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,381	38.6	15.6	339,799
	特2級	261	49.9	26.8	425,881
	3級	439	53.3	30.5	448,435
	4級	395	56.9	34.1	457,383

注:1 給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。
 2 職員数が1人の場合は、平均年齢等の欄を(*)としている。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
研究職	1級	5	23.6	0.6	208,505
	2級	84	33.1	8.2	304,419
	3級	101	49.6	24.9	412,197
	4級	27	56.5	33.0	447,210
	5級	6	58.9	35.5	487,698

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(一)	1級	10	28.3	2.6	375,770
	2級	4	34.0	7.3	478,500
	3級	5	46.2	19.5	577,889
	4級	7	57.0	29.3	692,639

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	22	28.5	2.8	238,132
	3級	18	38.0	10.9	298,894
	4級	16	42.5	14.8	339,856
	5級	58	50.0	25.3	403,402
	6級	19	56.5	31.8	426,737
	7級	1	*	*	*
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(三)	1級	-	-	-	-
	2級	17	24.1	1.1	222,405
	3級	25	29.4	6.0	260,376
	4級	24	40.3	17.1	319,953
	5級	29	52.1	29.4	413,645
	6級	11	57.1	34.7	436,368
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者					1人当たり 手当額	非受給者
	調整数別人員						
	1	2	3	4	計	円	人
全給料表	1,774	86	20	7	1,887	11,664	17,400
行政職	26	73	17	7	123	19,376	4,754
公安職	-	-	3	-	3	33,100	3,570
教育職(一)	1,044	-	-	-	1,044	11,068	2,770
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	58
小中教育職	671	-	-	-	671	10,988	5,805
研究職	31	3	-	-	34	11,109	189
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	26
医療職(二)	2	10	-	-	12	18,550	122
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	106

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族				職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	扶養親族でない 配偶者があ る場合の1人	配偶者がな い場合の1人	左記以外		
全給料表	8,596	21,725	4,520	3,730	346	9,740	1.0	10,691
行政職	2,282	21,672	1,244	942	96	2,522	1.0	2,595
公安職	2,146	22,898	1,536	583	27	3,013	1.4	1,427
教育職(一)	1,705	21,341	791	829	85	1,727	0.9	2,109
教育職(二)	30	20,317	12	18	-	31	1.1	28
小中教育職	2,246	20,979	852	1,268	126	2,253	0.7	4,230
研究職	119	21,853	62	55	2	130	1.1	104
医療職(一)	9	23,333	8	1	-	13	0.8	17
医療職(二)	47	20,574	13	25	9	42	0.7	87
医療職(三)	12	21,625	2	9	1	9	0.2	94

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者									1人当たり 手当額 円	非受給者 人
	支給率別人員								計		
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	人	
全給料表	23	35	1	1	5	1	6,452	6,518	11,611	12,769	
行政職	19	8	-	1	2	1	2,748	2,779	11,526	2,098	
公安職	4	1	1	-	3	-	2,052	2,061	10,525	1,512	
教育職(一)	-	-	-	-	-	-	1,447	1,447	12,263	2,367	
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	21	21	11,699	37	
小中教育職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,476	
研究職	-	-	-	-	-	-	110	110	10,993	113	
医療職(一)	-	26	-	-	-	-	-	26	75,286	-	
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	50	50	10,934	84	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	24	24	10,446	82	

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者 人
	借家・借間			
	人員	1人当たり 手当額 円	1人当たり 家賃額 円	
全給料表	3,710	25,217	56,400	15,577
行政職	1,016	25,185	57,693	3,861
公安職	237	25,408	59,572	3,336
教育職(一)	873	25,256	56,139	2,941
教育職(二)	22	26,195	61,213	36
小中教育職	1,438	25,184	55,039	5,038
研究職	60	25,195	56,122	163
医療職(一)	12	25,542	65,125	14
医療職(二)	25	25,204	55,892	109
医療職(三)	27	24,433	54,056	79

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人あたり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,434	911	14,438	16,783	10,470
行政職	1,143	508	2,604	4,255	12,848
公安職	138	41	2,515	2,694	6,662
教育職(一)	86	224	3,168	3,478	11,982
教育職(二)	1	3	46	50	9,802
小中教育職	17	65	5,794	5,876	9,005
研究職	11	28	171	210	16,902
医療職(一)	3	1	8	12	10,406
医療職(二)	12	28	78	118	22,801
医療職(三)	23	13	54	90	18,351

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特勤勤務手当等	
	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	1,898	58,041	69	127,064	236	33,356	236	18,070	151	27,304
行政職	665	65,120	6	68,067	34	44,353	217	17,491	22	23,669
公安職	102	82,024	-	-	181	31,282	-	-	24	35,561
教育職(一)	239	53,149	-	-	13	33,077	2	9,500	75	23,384
教育職(二)	3	52,500	-	-	-	-	-	-	-	-
小中教育職	834	50,140	-	-	4	32,000	-	-	-	-
研究職	17	72,482	7	18,143	2	38,000	-	-	30	33,164
医療職(一)	7	111,671	25	286,600	1	38,000	4	35,000	-	-
医療職(二)	20	58,990	31	34,419	1	30,000	13	23,846	-	-
医療職(三)	11	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注:1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特勤勤務手当等には特勤勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非受給者
人 2,504
622
879
336
8
600
13
14
16
16

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
217	28,552	47	5,472	10,347	5,516	333	18,820	173	17,431	147	15,190
16	20,847	2	4,250	-	-	-	-	-	-	147	15,190
-	-	11	7,129	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	4	5,042	3,814	5,730	333	18,820	173	17,431	-	-
-	-	-	-	58	5,566	-	-	-	-	-	-
201	29,165	23	5,094	6,475	5,389	-	-	-	-	-	-
-	-	7	4,702	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

それぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1							1		
2									
3									
4		1							
5									
6									
7	5						1	1	1
8	1	2							
9									
10	7	1							1
11	3	6	2						
12	1	25							
13		21	1						6
14	14	26	2						2
15	11	9	2						4
16		9	7						1
17		10	8						2
18	13	24	24						1
19	1	28	8						
20		27	11						
21	2	7	5						
22	10	31	11						
23	6	10	15					1	
24	4	26	10					1	
25	1	16	10				1	6	
26	12	22	13					6	
27		23	15					4	
28	1	17	21					3	
29	88	17	28					2	
30	5	13	19					3	
31	1	11	15				5	3	
32	97	9	10				27	1	
33	5	6	33				13		
34	15	7	21	3			12		
35	6	5	20	1			13		
36	58	4	16	3			2	1	
37	28	3	25	3			6		
38	19	6	22	13			6		
39	5	1	13	15			3		
40	48	2	24	10			5		
41	32	2	19	15			2		1
42	27	1	13	17					
43	10	3	14	21					
44	12	1	9	25			1		
45	7		18	52			1	1	
46	9	2	20	39					
47	4		32	23					
48	4		16	24					
49	1		22	24					
50	4	1	22	43		20			
51	1		32	34		35			
52	1	1	15	28	2	16			
53	5		17	31	2	13			
54	4	1	18	43	1	20			
55	2		17	51	13	32			
56	3		11	57	26	26			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 2		人 9	人 34	人 37	人 30		人	人
58		1	14	30	27	12			
59	1	1	12	51	37	29			
60	1	1	6	21	35	24			
61	1		4	34	29	18			
62	3		6	30	50	15			
63	2		4	21	46	21			
64	1		3	17	35	21			
65		1	9	7	31	14			
66			3	9	38	10			
67	2		3	4	38	20			
68	1		5		44	8			
69			5	2	37	12			
70			3	1	48	9			
71		2	4		51	13			
72			2		37	13			
73			3		34	12			
74		1	5		27	9			
75			8		30	19			
76			3		40	10			
77			3		31	9			
78	1		6		24	4			
79			2		34	3			
80			3		29	4			
81			3		20	4			
82			4	1	31	1			
83		1	3		40	1			
84			2		35	1			
85			3		31	11			
86			2		31				
87					41				
88			5		51				
89			5		33				
90					29				
91			3		28				
92			3		30				
93	2				102				
94									
95			1						
96			2						
97		1	3						
98			2						
99		1	2						
100			1						
101			1						
102			3						
103			1						
104			1						
105			3						
106									
107			2						
108			2						
109			1						
110			2						
111									
112			1						

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125	人	人	人 6	人	人	人	人	人	人
計	(292) 610	(208) 447	(363) 898	(246) 837	(373) 1,415	(58) 519	(9) 99	(-) 33	(3) 19
								合計	(1,552) 4,877

注：()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6			1						
7	27		1						
8	1								
9	1								
10	18								
11	5		1						
12	1								
13	3								
14	28		1						
15	1								
16	10			1					
17	6			2					
18	28	2	4	1					
19	7		1		1				
20	5	2	2	3	1				
21		2	2	1					
22	25	69	2	1	1				
23	63	6	1	1					
24	19	9	5	4					
25	5	4	1	1	1				
26	64	64	14	1					
27	8	8	3	3	1				
28	14	18	10	1	2				
29	6	3		2	2				
30	6	37	10	8					1
31	4	2	7	1	1				5
32	2	23	10	9					2
33	5	4	5	3	2				2
34	5	46	24	8					1
35	3	10	8	6	3				1
36		26	29	16	1				2
37		7	8	10	3				1
38	3	33	36	8	2				1
39		17	8	13	4		1		
40	1	18	22	9	3	1			
41	1	8	13	10	1	1			
42	2	35	36	29	5	2			
43	1	12	7	12	3	1			
44		16	20	12	5			1	
45		3	10	13	10				
46		17	30	22	4	1		1	
47		5	10	19	6	1		8	
48		10	27	27	12	3		1	
49		10	15	7	3	1	1	4	
50		10	20	20	8	2	2	6	
51	2	5	10	17	4	1	2	2	
52		1	22	19	6		3	2	
53		6	7	13	6	1	9	3	
54		4	29	27	3	2	2		
55		2	14	17	3	2	3	1	
56		5	20	21	5	3	3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57		4	12	21	9		3		
58		3	10	17	4	4	4		
59		7	8	22	11	5	2		
60		3	20	24	9	1	1		
61		1	7	21	5	2	1		
62		1	7	14	14	5	3		
63		3	9	8	16	1	1		
64		1	8	15	10	4	3		
65		1	14	16	4	5	2		
66		1	5	25	14		3		
67			7	16	6	1	4		
68			8	26	13	10	3		
69			8	15	23	1	2		
70		1	7	14	9	4	2		
71		1	3	20	14	3	1		
72			9	20	11	5	3		
73			6	16	14	3	4		
74			6	14	4	5	1		
75			5	17	12	2	1		
76			4	13	15	3			
77			5	10	17	3	1		
78			7	12	4	5			
79			3	12	16	2			
80			2	12	16	4			
81			5	16	11	1			
82		1	6	3	6	1	1		
83			2	7	5	6	1		
84			4	10	9	3	1		
85			2	2	10	2	4		
86			3	10	5	5			
87			1	5	3	3			
88			1	8	6	2			
89			4	3	7	5			
90			2	2	8	5			
91				10	6	6			
92			2	2	6	3			
93				9	63	44			
94				7					
95				9					
96				3					
97			1	5					
98				7					
99				4					
100				4					
101				3					
102				10					
103			1	5					
104			1	4					
105		1	1	9					
106				3					
107				4					
108				4					
109				5					
110				1					
111				5					
112				2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114			1	5					
115				4					
116				4					
117				5					
118				2					
119				3					
120				3					
121				3					
122				3					
123			1	3					
124				1					
125				25					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	(69) 380	(105) 588	(107) 724	(85) 1,045	(27) 527	(5) 186	(-) 78	(-) 29	(-) 16
								合計	(398) 3,573

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		24			
6					
7		3			
8		35			
9		6			
10		7			
11					
12		45			
13		7			
14		7			
15		10			
16		42			
17		8			
18		14			
19		5			
20		30			
21		7			
22	1	12			
23		5			
24	1	29			
25		4			
26		10			
27		7			1
28		52			1
29		3			2
30		13			
31		3			11
32		52			5
33		4			3
34		22			9
35		7			6
36	1	60			2
37		7			30
38		21			
39		6			
40		30			
41		6			
42	1	13			
43		8			
44		49			
45	2	12			
46	2	26			
47		24			
48		52			
49		8			
50	1	19			
51		26			
52	2	18			
53	1	19			
54	1	19			
55		23		1	
56	2	19			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57	1	14	2	1	
58	1	6	1	4	
59	1	3	1	7	
60	1	12		1	
61	1	18		1	
62	2	16		1	
63	1	25	2	3	
64	1	13	1	1	
65	2	13	1	2	
66	1	21		7	
67	1	23		6	
68		15	1	4	
69	1	10		4	
70		14	1	3	
71	2	22		7	
72	2	20	4	13	
73	3	18	2	7	
74	3	19	2	5	
75		22		2	
76	1	17	1	7	
77	2	16	1	82	
78	1	21	2		
79		21			
80	2	21	1		
81		21	1		
82		15	3		
83	1	18	5		
84	2	20	2		
85	2	19	4		
86	1	17	2		
87	2	20	3		
88	1	19	4		
89		14	4		
90	2	26	3		
91	2	20	3		
92	1	17	8		
93	1	20	3		
94	1	16	7		
95		10	4		
96	1	13	5		
97	1	17	6		
98	1	16	2		
99		19	4		
100		17	6		
101	3	22	2		
102		26	2		
103		27	5		
104		15	4		
105		18	6		
106	1	18	5		
107	1	28	1		
108		19	3		
109		26	44		
110		24			
111	2	18			
112		22			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113	1	13			
114		9			
115	2	19			
116		27			
117		24			
118		19			
119	1	25			
120	2	28			
121		34			
122		34			
123		37			
124		30			
125		33			
126	1	44			
127		45			
128		42			
129		50			
130		67			
131		68			
132		90			
133		96			
134		150			
135		118			
136		73			
137		82			
138		36			
139		29			
140		24			
141		11			
142		6			
143		2			
144		2			
145		1			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	(29) 78	(1,508) 3,323	(52) 174	(41) 169	(8) 70
			合計	(1,638) 3,814	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
25					
26					
27					
28		1			
⋮					
34					
35					
36		2			
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44		1			
45					
46		1			
47					
48					
49					
50					
51					
52		1			
53					
54		2			
55		1			
56					
57					
58		1			
59					
60		1			
61		1			
62					
63					
64		1			
65		2	1		
66		1			
67		3			
68		1			
⋮					
74		2			
75					
76					
77			1		
78					
79		1			
80					
81					
82					
83					
84				1	
85					
86					
87					
88		4			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89					
90					
91		2		1	
92					
93				1	
94		1			
95			1		
96		2			
97		2			
98					
99		1			
100					
101		2	1		
102					
103					
104					
105					
106					
107		1			
108					
109			1		
110					
111					
112		1			
113					
114					
115		2			
116					
117					
118					
119		1			
120					
121		1			
122					
123					
124		1			
125					
126					
127		1			
128		1			
129		1			
130					
131					
132					
⋮					
138		1			
139					
⋮					
145		1			
146					
147					
⋮					
153					
154					
155		1			
156					
157					
計	-	(22) 50	(1) 5	(-) 3	-

合計	(23) 58
----	------------

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
17		112			
18					
19		3			
20		119			1
21		40			4
22		5			18
23		11			52
24		157			29
25		11			30
26		10			37
27		16			40
28		164			26
29		13			21
30		34			12
31		13			14
32		54			13
33		10			9
34		23	1		6
35		16			15
36		151			9
37		10			59
38		34			
39		26			
40		163			
41		7			
42		28			
43		28			
44		152			
45		15	1		
46		36	1		
47		30			
48		136			
49		15			
50		30			
51		26			
52		124			
53		17	3		
54		30			
55		31			
56		115			
57		18	1		
58		51	2		
59		37	2		
60		94	4		
61		17	1	1	
62		34	1		
63		47		2	
64		48			
65		38			
66		41	1	3	
67		51	3	2	
68		43	2	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
69		48	2	1	
70		11	2		
71		1	5	1	
72		23	1	1	
73		37	2	3	
74		33	2	23	
75		40	3	1	
76		20	1	3	
77		30	5	4	
78		27	3	13	
79		39	4	11	
80		41	1	12	
81		26	8	8	
82		28	7	16	
83		35	8	16	
84		35	7	38	
85		49	4	9	
86		27	10	11	
87		37	4	21	
88		44	7	25	
89		46	6	20	
90		33	6	15	
91		46	8	18	
92		32	3	23	
93		40	9	137	
94		38	11		
95		30	4		
96		24	14		
97		35	3		
98		43	12		
99		29	6		
100		32	5		
101		30	12		
102		32	2		
103		17	2		
104		28	3		
105		30	3		
106		18	4		
107		37	7		
108		41	2		
109		20	30		
110		34			
111		15			
112		27			
113		19			
114		24			
115		22			
116		36			
117		20			
118		25			
119		22			
120		17			
121		23			
122		14			
123		16			
124		14			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
125		14			
126		23			
127		19			
128		10			
129		20			
130		19			
131		12			
132		32			
133		15			
134		13			
135		31			
136		25			
137		31			
138		21			
139		36			
140		42			
141		44			
142		83			
143		64			
144		81			
145		83			
146		125			
147		80			
148		80			
149		68			
150		39			
151		42			
152		26			
153		9			
154		10			
155		4			
156		2			
157		4			
計	-	(3,332) 5,381	(132) 261	(128) 439	(95) 395
			合計	(3,687) 6,476	

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
⋮					
12		1			
13					
14		1			
15					
16		1			
17					
18		3			
19					
20					
21		1			
22		4			
23		1			
24		1			
25		1			
26		3			
27					
28		1			1
29	2				2
30		3			1
31		1	1		
32	3	2	2		
33		4	2		
34		2	6		1
35			1		1
36		1	1		
37		1	1		
38			1		
39			2		
40			2		
41		2	1		
42		1			
43					
44		1	2		
45		1			
46		2	1		
47		6	1	3	
48		1		1	
49		1		2	
50		2		2	
51		1	1	2	
52		1	1	1	
53		1		2	
54		2			
55		1			
56			2	2	
57		1	1	2	
58		2	1	2	
59		2	1		
60					
61		2	1		
62		2			
63		1	1	1	
64			1	1	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		1	1	2	
66		2			
67					
68		1		2	
69				1	
70					
71			1		
72		3	2		
73		1	7	1	
74		3	3		
75		1	3		
76		1	2		
77			1		
78		1	3		
79			2		
80		1	2		
81		1			
82		1	7		
83			2		
84			3		
85		1	3		
86			3		
87			3		
88		1	2		
89			17		
90					
91					
⋮					
121					
計	(1) 5	(32) 84	(11) 101	(-) 27	(-) 6
				合計	(44) 223

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
⋮				
9				
10				
11	3	1		
12				
13				
14	3		1	
15				
⋮				
25		1		
26				
27				1
28				
29				
30				
31			1	
32	2			
33		1		
34				
35				
36	1			
37		1		
38				
39				
40	1		1	
⋮				
46				
47				1
48			1	
⋮				
58				
59				1
⋮				
65				4
66				
67			1	
⋮				
89				
90				
91				
⋮				
97				
計	(3) 10	(2) 4	(1) 5	(1) 7
			合計	(7) 26

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
⋮								
9								
10								
11								
12		1						
13								
14								
15				1				
16								
17		1						
18		1						
19		1						
20		4						
21		1						
22								
23								
24		4						
25								
26		1	1					
27			1					
28								
29				1			1	
30		1	1					
31			1					
32		1	1					
33			2					
34			1					
35			1		1			
36				1				
37		2		1	1			
38			1					
39		3	2	1				
40					1			
41			2					
42				1				
43			1			1		
44				2		2		
45					1	2		
46			1		2			
47								
48		1				2		
49					3			
50						1		
51					2	1		
52				2		1		
53						2		
54					3	1		
55				1	1			
56					2			
57				1		2		
58				1		1		
59					1			
60				1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61								
62					2	1		
63					2	1		
64								
65					1	1		
66					1			
67					1			
68								
69					1			
70					1			
71					4			
72								
73				1	1			
74					2			
75				1				
76					3			
77					1			
78					3			
79					1			
80					3			
81					2			
82					2			
83					2			
84								
85					6			
86			1					
87								
88								
89								
90								
91								
92			1					
93								
94								
95								
⋮								
105								
⋮								
113								
計	-	(13) 22	(8) 18	(11) 16	(29) 58	(6) 19	(-) 1	-
							合計	(67) 134

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1			5				
2							
3							
4			1				
5			4				
6			1				
7							
8			1				
9		7	1				
10				1			
11			1				
12		3	1				
13			1				
14				2			
15			1				
16		2	2				
17		3	1				
18		1	1				
19			1				
20			2				
21							
22							
23							
24							
25				1			
26				1			
27							
28			1	1	1		
29							
30				2			
31				2			
32		1					
33							
34							
35				1			
36							
37							
38				1			
39				1			
40							
41							
42				1			
43				1			
44				2		2	
45							
46							
47						1	
48							
49				1			
50							
51						1	
52							
53							
54						1	
55				1			
56							
57				1		1	
58							
59							
60						1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61				1			
62							
63					1		
64					2		
65							
66					2		
67					2		
68					1		
69				1	2	4	
70							
71				1	1		
72					1		
73					1		
74					1		
75					1		
76							
77							
78							
79				1	1		
80					1		
81					1		
82							
83					2		
84					3		
85					1		
86					1		
87					1		
88					1		
89					1		
90							
91							
92							
93							
94							
95							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(17) 17	(22) 25	(24) 24	(28) 29	(11) 11	-
						合計	(102) 106

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	5									5
19	10									10
20	25									25
21	12									12
22	103									103
23	100									100
24	99									99
25	106									106
26	56	48								104
27	22	70								92
28	25	88								113
29	9	82								91
30	10	44	15							69
31	10	36	37							83
32	6	31	41							78
33	3	10	64							77
34	2	6	76				1			85
35	2	5	83				1			91
36	3	4	82							89
37		8	72							80
38		2	73	4						79
39	1	1	93	41						136
40			47	66						113
41		2	37	90						129
42		3	21	103			1	1		129
43			20	111	1					132
44		2	16	128	5					151
45			10	92	39					141
46			19	66	84				1	170
47		1	15	38	115					169
48		2	11	18	137	8				176
49	1		13	16	135	18				183
50		2	8	18	119	25				172
51			9	10	138	40	1			198
52			7	8	114	44	4			177
53			4	8	87	55	3			157
54			3	6	97	69	8	1		184
55			2	5	74	53	13	3		150
56			4	3	76	65	12	2	2	164
57			7	4	50	51	9	6	8	135
58			5	1	79	46	23	7	3	164
59			4	1	65	45	23	12	5	155
60										
⋮										
66								1		1
計	610	447	898	837	1,415	519	99	33	19	4,877

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	27									27
19	23									23
20	33									33
21	39									39
22	99									99
23	93	1	1							95
24	26	78	2							106
25	16	83	2							101
26	12	66	8							86
27	3	86	17							106
28	4	64	25	1						94
29	2	62	28	3						95
30		45	67	6						118
31	3	22	86	9						120
32		21	86	23						130
33		21	67	31						119
34		14	51	36						101
35		8	57	71	1					137
36		7	34	69	4					114
37		7	35	66	5					113
38		1	39	67	10					117
39			33	88	10	2				133
40			28	100	20	5				153
41			10	71	29	4				114
42			18	64	18	5	2			107
43			8	61	32	11	3			115
44			8	43	15	8	2			76
45			4	39	42	12	7			104
46			4	33	34	19	7			97
47			3	29	29	12				73
48			1	17	20	9	4			51
49		2		19	18	4	7			50
50			2	18	15	7	5	1		48
51				15	14	8	5	1		43
52				13	19	9	5			46
53				8	16	6	4			34
54				8	33	7	2	3	1	54
55				9	25	16	6	3	1	60
56				9	24	12	4	5	3	57
57				3	37	9	6	2	6	63
58				3	31	10	4	5	2	55
59				13	26	11	5	9	3	67
計	380	588	724	1,045	527	186	78	29	16	3,573

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		24				24
23	1	44				45
24	1	61				62
25		69				69
26	1	75				76
27	2	63				65
28	3	82				85
29	3	90				93
30	2	72				74
31	3	77				80
32	4	106				110
33	6	61				67
34	12	74				86
35	4	66				70
36	7	70				77
37	2	74				76
38	2	72				74
39	7	71	2			80
40	1	73	1			75
41	2	72	4			78
42	1	66	3			70
43	2	63	2			67
44		68	4			72
45	2	64	4			70
46	1	84	11			96
47	2	79	17	1		99
48	1	89	13	5		108
49	2	90	13	3		108
50	2	98	5	7		112
51	1	122	7	14		144
52		115	12	17		144
53		121	3	21	2	147
54		145	13	22	2	182
55	1	152	7	19	4	183
56		162	14	24	13	213
57		162	14	10	18	204
58		124	16	12	15	167
59		123	9	14	15	161
60						
61						
62					1	1
計	78	3,323	174	169	70	3,814

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25		1				1
26		2				2
27						
28		1				1
29		1				1
30		2				2
31		2				2
32		2				2
33		3				3
34		1				1
35		4				4
36		2				2
37		1				1
38		4				4
39		2				2
40		4				4
41		2				2
42		1	1			2
43		1				1
44		2				2
45			1			1
46		3				3
47		1				1
48		2	1			3
49		1				1
50		2				2
51			1			1
52		1				1
53		1		1		2
54						
55						
56			1	2		3
57						
58		1				1
59						
60						
61						
62						
計	-	50	5	3	-	58

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
22		111				111
23		163				163
24		188				188
25		207				207
26		216				216
27		240				240
28		224				224
29		193				193
30		227				227
31		186				186
32		182				182
33		162				162
34		167	1			168
35		141				141
36		160	1			161
37		156	2			158
38		134	2			136
39		151	1			152
40		128	3			131
41		137	6			143
42		104	2			106
43		109	9			118
44		111	11	1		123
45		90	9			99
46		109	22	3		134
47		93	31	8		132
48		72	33	12	1	118
49		65	22	31	3	121
50		104	17	33		154
51		92	16	61	7	176
52		97	9	63	15	184
53		93	6	68	25	192
54		97	1	45	31	174
55		121	10	32	46	209
56		127	13	26	58	224
57		127	7	16	55	205
58		152	14	22	73	261
59		145	13	18	81	257
60						
61						
62						
計	-	5,381	261	439	395	6,476

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	1					1
23	3					3
24		2				2
25	1	4				5
26		5				5
27		5				5
28		6				6
29		6				6
30		2				2
31		5				5
32		9				9
33		6				6
34		5				5
35		5				5
36		3				3
37		4				4
38		5				5
39		4	1			5
40		2	7			9
41		3	2			5
42			3			3
43		2	3			5
44			5			5
45			6			6
46			4			4
47		1	2			3
48			8			8
49			8			8
50			6			6
51			10	1		11
52			10			10
53			7	3		10
54			5	2		7
55			7	5		12
56			2	3		5
57			1	5	1	7
58			1	5	1	7
59			3	3	4	10
計	5	84	101	27	6	223

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
22					
23					
24	1				1
25	2				2
26	2				2
27	1				1
28					
29					
30	1	1			2
31	2				2
32	1				1
33		1			1
34			1		1
35		1			1
36		1			1
37					
38					
39			1		1
40					
41			1		1
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48				1	1
49					
50					
51					
52					
53					
54			1		1
55				1	1
56				1	1
57				1	1
58				1	1
59					
60			1		1
61				2	2
62					
63					
64					
計	10	4	5	7	26

その8 医療職給料表(二)

年齢 級 歳	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	計 人
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24		1							1
25		3							3
26		5							5
27		3							3
28		2							2
29		1							1
30		1							1
31		3	2						5
32		1	2						3
33		1	2						3
34		1		1					2
35			1	1					2
36			3						3
37			2	1					3
38			1						1
39			1	2					3
40				1					1
41				2	3				5
42				1	1				2
43				2	3				5
44			2		1				3
45				2	5				7
46					3				3
47				1	2				3
48					6				6
49				1	5				6
50			1		4	1			6
51					5				5
52			1		4				5
53				1	3	1			5
54					4	1			5
55					4	4			8
56					4	2			6
57					1	7			8
58						1			1
59						2	1		3
計	-	22	18	16	58	19	1	-	134

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		6						6
23		2						2
24		7						7
25		1	3					4
26			5					5
27			2					2
28			2					2
29			4					4
30		1	2					3
31			2	2				4
32			1	1				2
33			2					2
34								
35			1	1				2
36				3				3
37			1	1				2
38				1				1
39				4				4
40				1				1
41				1				1
42				2				2
43								
44				2	1			3
45				1				1
46				2				2
47								
48				1	2			3
49					3			3
50				1	5			6
51					4			4
52					5			5
53					2	1		3
54					2	1		3
55					2	1		3
56					1	1		2
57					1	4		5
58					1	1		2
59						2		2
計	-	17	25	24	29	11	-	106

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	39				38						
公安職	20					3	15	1	1		
教育職(一)	216	7	204			5					
小学校・中学校教育職	233		224		3	6					
研究職	3		3								
医療職(二)	1					1					
給料表計	512										
60歳	187										
61歳	140										
62歳	99										
63歳	52										
64歳	34										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	150		19		127			4			
公安職	15					9	4	2			
教育職(一)	51	4	47								
小学校・中学校教育職	63		63								
研究職	11		11								
医療職(二)	8					8					
医療職(三)	6					6					
給料表計	304										
60歳	68										
61歳	73										
62歳	68										
63歳	68										
64歳	27										

2 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所850事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 事業所の抽出

上記のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、18層に層化し、これらの層から257事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		214	78	94	42
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	0	0	2
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業		12	2	7	3
製 造 業		94	31	46	17
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		41	21	16	4
卸 売 業 , 小 売 業		22	5	14	3
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業		10	7	2	1
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サービス業		33	12	9	12

- 注：1 上記調査事業所のほか、調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が40所あった。
- 2 調査対象事業所257所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所3所を除いた254所に占める調査完了事業所214所の割合（調査完了率）は、84.3%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
岡 山 県	係 員		30.5	13.4	1.1	55.0
	課 長 級		24.0	13.2	1.1	61.7
全 国	係 員		26.3	9.8	0.8	63.1
	課 長 級		22.1	9.5	0.6	67.7

- 注：1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
- 2 各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計が100にならない場合がある。

第15表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階		項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
				増 額	減 額	変化なし			
岡山 県	係 員		92.5	88.8	23.4	12.7	52.7	3.7	7.5
	課 長 級		80.7	76.1	15.2	12.9	48.0	4.6	19.3
全 国	係 員		86.5	82.5	23.1	12.7	46.7	4.0	13.5
	課 長 級		78.2	73.9	20.0	11.4	42.5	4.3	21.8

- 注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第16表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合	
		岡 山 県	全 国
家族手当制度がある		79.0%	75.9%
配偶者に家族手当を支給する		(87.3%)	(79.1%)
家族手当制度がない		21.0%	24.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,960円	12,711円
	配偶者と子1人	18,084円	19,454円
	配偶者と子2人	22,906円	25,778円

- 注：1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 注：2 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、父母等については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される（配偶者、父母等の支給月額については、行政職給料表7級以下の職員に支給される額）。

第17表 民間における特別給の支給状況

区 分		岡 山 県			全 国		
		事務・技術等従業員		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	329,312 円		384,601 円		279,392 円	
	上 半 期 (A ₂)	328,881		384,277		277,364	
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	728,103 円		832,961 円		540,284 円	
	上 半 期 (B ₂)	732,897		884,391		512,498	
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.21 月分		2.17 月分		1.93 月分	
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.23		2.30		1.85	
	年 間 計	4.44月分		4.46月分			

注：1 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から7月までの期間をいう。
 2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。
 備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.50月である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目		係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	52.8	47.2	48.0	52.1	47.1	52.9
	500人以上	55.6	44.4	44.0	56.0	43.5	56.5
	100人以上 500人未満	52.1	47.9	50.6	49.4	48.4	51.7
	100人未満	49.3	50.7	48.5	51.5	51.1	48.9
全 国	規 模 計	51.8	48.2	48.3	51.7	47.1	52.9
	500人以上	54.9	45.1	47.3	52.7	46.0	54.0
	100人以上 500人未満	50.7	49.3	47.3	52.7	46.2	53.8
	100人未満	52.0	48.0	50.4	49.6	49.3	50.7

第19表 民間における定年制の状況

(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
		岡山県	100.0	
全 国	99.4	84.4	15.0	0.6

注： 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
岡山県	課 長 級	55.3	17.0	44.7
	非 管 理 職	60.6	9.9	39.4
全 国	課 長 級	37.8	26.2	62.2
	非 管 理 職	35.8	23.2	64.2

- 注： 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

	課 長 級	非 管 理 職
岡山県	86.9	81.2
全 国	77.0	77.2

注： 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係

令和2年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）等により、令和2年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月～令和元年12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	23,550円	37,700円	48,980円	60,260円	71,540円
住居関係費	46,480	50,110	45,080	40,040	35,000
被服・履物費	1,540	4,960	5,630	6,300	6,970
雑費Ⅰ	24,910	32,070	43,370	54,660	65,970
雑費Ⅱ	4,770	13,820	16,100	18,380	20,660
計	101,250	138,660	159,160	179,640	200,140

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.483	0.628	0.772	0.917
住居関係費	0.976	0.878	0.780	0.682
被服・履物費	0.507	0.575	0.644	0.713
雑費Ⅰ	0.286	0.387	0.488	0.588
雑費Ⅱ	0.402	0.468	0.535	0.601

4 労働経済関係

第23表 労働経

項目		年 月		平成	平成31年(度)	平成31年	令和元年	6		
				30年(度)	(令和元年(度))	4 月	5 月	月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	〔調査 産業計〕	きまって支給する給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	295,991	296,204	299,489	294,772	297,628	
			うち所定内給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	270,678	271,223	273,350	269,438	272,409	
			うち所定外給与	(円) ※年度平均	25,313	24,981	26,139	25,334	25,219	
	岡 山 県	〔調査 産業計〕	きまって支給する給与	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	269,311	264,828	265,689	262,842	264,798	
			うち所定内給与	(円) ※年平均	243,844	241,814	242,434	240,040	241,903	
			うち所定外給与	(円) ※年平均	25,467	23,014	23,255	22,802	22,895	
	総実労働時間数		(時間) ※年度平均	146.8	144.2	148.7	141.4	147.4		
	〔調査 産業計〕		うち所定外労働時間数	(時間) ※年度平均	12.5	12.3	13.1	12.4	12.3	
	消費支出		全 国	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	287,315	293,379	301,136	300,901	276,882
	〔総務省 家計調査〕			勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	315,314	323,853	337,164	332,273	308,425
		岡 山 市	全世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	290,915	306,454	311,631	335,683	290,030	
			勤労者世帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	315,814	318,036	284,198	358,137	329,433	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	0.7	0.5	0.9	0.7	0.7		
		岡 山 市	前年度比・ 前年同月比(%)	0.4	0.1	0.1	0.0	0.0		
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年度比・ 前年同月比(%)	2.2	0.1	1.3	0.7	△ 0.2		
雇 用	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	0.5	1.3	1.1	0.8	1.0	
	完全失業率(総務省労働力調査)		(%) ※年度平均	2.4	2.3	2.4	2.4	2.3		
	有効求人倍率 (厚生労働省, 岡山労働局)	全 国	(倍) ※年度平均	1.62	1.55	1.63	1.62	1.61		
		岡山県	(倍) ※年度平均	1.99	1.99	2.07	2.03	2.02		

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値(「再集計値」)である。平成30年1月及び
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。
 3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。平成30年1月に調査方法が一部変
 4 「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」は平成27年基準である。
 5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。

济 指 標

7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和2年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
296,427 0.0	295,936 0.1	295,976 0.1	298,384 0.1	297,698 △ 0.4	297,130 △ 0.2	293,104 0.4	293,657 0.3	294,270 △ 0.4	295,762 △ 1.2	287,291 △ 2.6
271,611 0.1	271,279 0.2	271,804 0.2	272,957 0.2	271,882 △ 0.1	271,840 0.2	269,069 0.7	269,158 0.6	269,891 0.1	273,009 △ 0.1	268,674 △ 0.3
24,816	24,657	24,172	25,427	25,816	25,290	24,035	24,499	24,379	22,753	18,617
150.1	141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9
12.3	11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6
267,291 0.0	264,859 △ 1.3	264,696 △ 0.4	268,811 △ 1.2	265,819 △ 1.8	266,608 △ 2.4	271,359 3.1	271,250 3.7	271,710 3.9	272,168 2.4	265,453 1.0
244,011	242,527	242,897	245,200	242,574	244,648	249,314	247,436	248,483	250,395	248,926
23,280	22,332	21,799	23,611	23,245	21,960	22,045	23,814	23,227	21,773	16,527
153.9	143.4	146.9	151.0	149.5	148.1	142.3	145.0	148.5	147.5	133.2
12.4	11.2	12.1	12.9	12.8	12.4	12.2	12.2	12.6	10.7	8.7
288,026 1.6	296,327 1.3	300,609 10.8	279,671 △ 3.7	278,765 △ 0.8	321,380 △ 2.4	287,173 △ 3.1	271,735 0.2	292,214 △ 5.5	267,922 △ 11.0	252,017 △ 16.2
321,190 3.6	325,516 1.7	329,655 8.9	305,197 △ 3.2	303,986 0.2	345,370 △ 1.6	312,473 △ 4.1	303,166 0.1	322,461 △ 7.6	303,621 △ 9.9	280,883 △ 15.5
265,407 1.5	334,966 24.4	319,628 15.6	272,822 △ 1.5	299,303 6.1	286,553 △ 3.8	264,687 △ 14.0	253,337 △ 8.0	304,563 △ 19.5	245,328 △ 21.3	243,780 △ 27.4
283,034 △ 0.2	392,348 31.2	295,534 △ 11.1	246,179 △ 18.5	302,762 1.3	290,020 △ 4.7	290,682 △ 11.4	265,474 △ 10.2	358,065 △ 12.9	270,817 △ 4.7	261,126 △ 27.1
0.5	0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1
0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.2	0.6	0.4	0.5	0.4	0.4
△ 0.7	△ 0.9	△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8
1.2	1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2
2.3	2.3	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9
1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20
1.99	2.02	2.01	2.01	2.01	2.01	1.91	1.90	1.85	1.73	1.61

平成31年1月に調査対象事業所の約半数の抽出替えが実施されたが、数値は抽出替えの影響を調整していない数値である。

更されたが、「前年比・前年同月比(%)」欄の数値は、調査方法の変更の影響を調整していない数値である。

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月29日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272